

要になつて参りました。その意味の合理化をはかつたのでございまして、何ら被収用者の権利の保護を薄くするといふような改正はいたしておらないのでございまして。

なお知事の権限を大臣に引き上げた点がございまして、この点につきましましては、もともと土地収用に關しまして、事業認定の行政行為が必要なのでございまして、この事務は国の事務と解されておるのでございまして、この意味におきまして、知事は従来から国の機関として、事業認定の事務を委任されて扱つておつたと解されるのでございまして。この改正はその事務取扱の配分の合理化をはかつたのでございまして、地方自治の本旨に反するといふゆる権限の中央集権化といふのはいささか趣旨が違つておるといふように私は考へておるのでございまして。

○三鋼委員 ただいま御答弁を承りました。旧法と現行法とを比較された御見解をお述べになつたのでございまして、私はこれは全然比較対照になすべきものでないものを對照されていると考へるのでございまして。私たちは民主主義の新憲法下における現行法に対する内容について批判的であるのであります。

次にお尋ねいたしたいのは、本改正案の提案をされた理由といたしまして、土地収用の実績を検討した結果一そう公正かつ迅速に運用したい、こゝういふ必要から改正したのであるという理由を述べられておるのでありますが、私これだけでは改正の理由が明確でない、こゝ考へるのであります。実績を検討した結果どういふ檢討がなされたか、一そう公正とは一体どういふこと

か、一そう迅速とは一体どういふことか、これらの点につきましまして實際起つてゐる問題を提示されまして、詳しく御説明をお願いしたいのでございまして。

○町田政府委員 ただいまの御質問にお答えいたします。まず手続上の点につきましまして申し上げますと、今回の改正におきまして事業認定申請書の添付書類につきましまして、従来事業認定をいたしました際に添付をしなければならぬ書類のうち、これを添付をしなくても事業認定申請ができるようにいたしましたのでございまして、これは従来の実績によりまして、事業認定を申請いたしますまでにこれらの必要な書類を起業者が得ることがなかなか事実問題として困難な場合があつたのでございまして、そのために事業認定の申請がおくれるといふようなことがかなりあつたのでございまして。

まず第一に、今回事業認定申請書の添付書類のうち、法第四条の土地の管理の意見書を添付することを困難とする場合には、これをつけずに事業認定ができるように改正をいたしました。が、事実問題といたしまして、この法第四条の規定による土地の管理者は、しばしばその管理者を明確にすることができ得ないような場合が事実あつたのでございまして。この法第四条では「この法律又は他の法律によつて、土地等を収用に供してゐる土地等は、特別の必要がなければ、収用し、又は使用する」と規定してございまして。そこでこの第四条に「この法律又は他の法律によつて、土地等を収用し、又は使用することが出来る事業」といふのはこの法律の第三条に列記してございまして、第三項によりまして、たとえば第二号には「河川法が適用され、若しくは「云々」と書いてございまして、「ダム、水路、貯水池その他の施設」、こゝういふ施設に用いられております土地は、その土地を他の事業のために収用しようとする場合には、その施設の管理者の意見を付して事業認定の申請をしなければならぬわけではございまして、これらの施設のたとへば水路等の施設は個人が管理をいたしている場合もあるものでございまして、それらの個人があるいは行方が不明であるとかその他の理由によりましてその意見を徴し得ない場合がしばしばあるわけでありまして。そういうような場合にはこれを添付することを必要としないといふことにいたしました。事業認定申請の容易にでき得るようになつたのでございまして、まず第一の簡素化の事項でござい

それから次に事業認定の申請書に添加することを必要といたします書類の中に、関係行政機関等の各種の事項に關する意見書を添付しなければならぬことになつておるのでございまして、その点は第二十一条に規定をいたしておるのでございまして、従来の実績を見ますと、関係書類の取得のために数十日を要しておるといふような実例があるのでございまして、そのために第十八条に規定をいたしております関係行政機関の意見なり、あるいは権限を有する行政機関の意見の添付が容易にできずに事業認定の申請がおくられるといふような事態があつたわけではございまして、これらの点について、それ

らの意見の添付が容易でない場合には、疎明する書類だけを付して事業認定が申請できるように改正をいたしましたのでございまして。そうすることによつて事業認定の申請が容易にできることとなつたのでございまして、それとともにもそれらの意見を聞かずに事業認定をするといふことが不可能でございまして、それらの意見を認定機関である建設大臣等がみづからこれをとりとることを必要といたします。それに關連いたしました改正を、今回の改正においてはあわせていたしたのでござい

それから次に、土地等の取得に關する裁決の申請をいたします前には、必ず協議を必要といたしているものでございまして、事前にあつせん行為等がありまして、すでに事実上は協議が終了したしている場合においては、あつせん行為においてやりました協議以外になおあらためて法的な協議を繰り返してする必要は事実上ないのでございまして、この点は実情からくるといふよりも、むしろ理論上ですであつせん。において協議が終了している場合には、もう一回協議という名前の行為を必要としないといふことは、当然考へ得ることではござい

者の、土地所有者及び関係人の述べる意見、申立、審問その他の行為が既に述べた意見又は申立と重複するとき、裁決の申請に係る事件と関係がない事項にわたるときその他相当でない認めるときは、これを制限することができるといふ規定を存しておつたのでございまして、この「その他相当でない」と認めるとき」といふ規定が、かなり幅の広いばく然とした規定でありまして、これをなるべく例示をもつて明確化することが適當であると考へまして、「裁決を不當に遅延させる虞があると認めるとき、その他相当でない」といふようにこれを明確化す改正をいたしたのでございまして、この点についての実例をいたしましては、現在収用委員会においては速記録等を整理いたしますことが、必ずしも義務となつておりませんので、個々の具体的場合によりまして、果して裁決を不當に遅延させるおそれがある行為があつたかどうかの正確なる判断はいたしかねるのでございまして、そういうことが將來起つた場合に、「相当」という意味の限定をなるべくはっきりさせておく必要があると思つて、ここに理論的に改正を考へた次第でござい

以上のような理由によりまして今回の改正を立案いたしました次第でござい

○三鋼委員 ただいまいろいろと丁寧な御説明を願つたわけではござい

らに遅延せしめたものか、あるいはどうしてもやはり必要やむを得ずしてこのように日数を要するものか、この辺の点が非常に重大なところだ、大切なところだと思ふ。当事者から言へば何とかして早く処理をしたい、これはわかるのでございませうけれども、何とか早く処理をしたいけれどもできないところに現実の問題があると考えざるを得ない。民主主義というものは、特にまだ地についていない民主主義というものは非常にどうかしいほど時間と労力がかかると思ふのです。それを一挙に簡単に片づけて行こうとするところに、私たちはやはりこの改正案に対する疑問と不安を持っているのであります。

次に第十七条であります。これはこの改正案の根源をなすと思ふのであります。一、号から七号にわたる第三項というものを追加しているものであります。事業の認定に際しては、特に現行法第二十條に規定されている事業の認定は、土地所有者または利害関係人と常に接触いたしまして実情を熟知して行ふこと、都道府県知事が認定を行うことの方が公正な判断を行う上において適切であると思ふのであります。これに對してどのようにお考えでございませう。また県政の総合的運営という見地からも現行法通り知事に認定処分を行わせることが最も妥当であると考えるのでございませうが、この点についての御所見を承りたいのであります。

○町田政府委員 今回の改正におきまして第十七條第一項第三号に掲げました事項は、その利害の影響が他の都道府県に及ぶ事業であります。このよ

うな性質の事業に對しまして土地等の取用権を付与するかどうかの判断をその事業の施行地の都道府県知事に行わせ、どうしても自己の管内の利害に重点を置いて判断することになりがちだと思ふのであります。特にその事業の施行により利益がその施行地よりも他県において著しいという場合には、取用に伴ひ生じます摩擦を免れて犯してまで事業の施行に協力することがなかなか困難な場合も起り得ることが想像されるのでございませう。そのような場合に利害の影響が多数の都道府県の区域に及ぶ事業を迅速に施行しようとするときには、当該都道府県知事に事業の認定権を預けておいたのでは非常に不都合でございませう。これに對し都道府県知事の方が事業施行地の実情に詳しいので、知事において取り扱わせるべきではないかというたゞいまの御意見も考えられるのでございませう。またことごとくともであります。そういう際には地元の実情につきましましては取用法上の手続によりまして、御承知のように必ず利害関係人に意見があるときにはこれを聞かなければならぬものとなつております。また必要がありましかつ場合には公聴会を開きま

す。また事業そのものにつきましましては今回の各号に掲げました事業は国の方がむしろ計画その他の立案にタッチいたしておりますので、より一そう詳しくというふうなものでございませう。以上のような理由によりまして、あるいは地元の利害関係人の意見を聞き、あるいは公聴会を開く等の方法によつてそれらの欠点を補ひつつ事業認定の合理化をはかつて参りたいという

のが、改正の趣旨になつてゐるのでございませう。

○三鍋委員 国の立場からということはいまだいまの御説明で理解できるのでございませうけれども、しかし実際にいろいろの問題に當面するのは府県知事だ、こう思ふのでございませう。この調整がなかなかむづかしくつて、いたづらに時日を過ぎたり、あるいは自分の県だけの利害関係にこだわるというふうな場合もあると思ふのでございませうけれども、私はやはり地方自治の建前から考えましてもこのやり方に対しては理解できないのであります。これは後ほどまた関連して御質問することにいたします。

次に第十七條第一項に一号を加えたのでございませう。そのイの項に重要港湾の認定という事項があるものであります。重要港湾というものを一体どうのやうにして認定されるのか。現在重要港湾として認定されている港湾はどのやういふ港湾でございませうか、これを一つお教え願ひたいのであります。

○前田説明員 重要港湾は、港灣法の規定によりまして国の利害に重大な關係のある港灣で政令で定めております。現在重要港灣といたしまして北海道の函館以下全国で六十二で指定されております。これらの港灣に對する施設に關しましては、重要港灣という港灣法に定められたその性格上建設大臣が事業認定をするということになつております。

○三鍋委員 大村の水上基地ですが、これは一体どういふことになるのでありますか。

○前田説明員 今のお話のございませう大村の水上基地と申しますのは重要

港灣の中に入つておりません。

○三鍋委員 ロの項におきまして、米軍の飛行基地、いわゆる自衛隊の飛行場、こゝろのものは自衛隊法の百七條によりまして航空法から除外されておつて適用されないと思ひますが、私はこれを讀みまして、やはりだんだん拡大解釈されていくおそれがあると思ひます。伊丹の飛行場あたりはどうか。伊丹の飛行場あたりはどうか。伊丹の飛行場あたりはどうか。

○前田説明員 伊丹の飛行場は、われわれの伺つておるところでは、まだ航空法によつて飛行場として指定を受けたものになつていないのでございませう。ですからこれには關係ないと思ひます。

○三鍋委員 どうですか、この米軍の軍事基地とかあるいは自衛隊の基地、こゝろのものがいつの間にかするすると入つていつてしまふやうなことは絶対にないでしようか。これをしっかりと確かめておきたい。

○町田政府委員 自衛隊の飛行場につきましては、今回の改正の条項による事業認定の対象ではございませう。それから駐留軍関係の飛行場等につきましては、御承知のやうに日本国とアメリカ合衆国との間の安全保障条約第三條に基く行政協定の実施に伴う土地等の使用に關する法律に基きまして土地収用が行われるのでございませう。土地収用法自体は適用がないのでございませう。

○三鍋委員 次にへでございませうが、電源開発公社が設置し、または改良する発電施設に關する事業等の認定に關する処分権を知事より建設大臣に移しておるのであります。提案理由の説

明によつても、これはどうも私は明確を欠いておると思ふのです。そうせざるを得ない理由を一つ具体的に御説明願ひないでしようか。

また過去において二十七條の規定によりまして起業者が建設大臣に對して事業の認定を申請してきた例があるのかどうか。あるいは形式上そのやうに現われてこなくても実質的にそれにひとしいやうな状態になつた例があるのかどうか。これを一つ御説明願ひたい。

○町田政府委員 電源開発株式会社が設置し、または改良する発電施設または送電変電施設に關する事業の事業認定は、今回建設大臣の事業認定の権限に加えたものでございませうが、この電源開発株式会社が行ふ事業等こそまさに事業の影響が全国的に及ぶ代表的なものだと思ふのでございませう。

（瀬戸山委員長代理退席、委員長着席）

しかも施設そのものは一つの府県に施設せられ、その当該府県にとりましては、ダム等によつて水没するものがあるなり広範囲に地域的に出て参ります。利益を受けることと、いわば犠牲を忍ばねばならぬところとが地域的に異なる代表的なものでございまして、そのやういふ意味におきまして、この事業につきましましては、建設大臣が事業認定を行うことが最も合理的である事業として加えたのでございませう。事実電源開発株式会社が事業認定につきまして申請をいたして参りました事例はございませう。事実上一回建設省に相談に参りましたことはございませうが、事業認定といたしまして土地収用にまでいきました事例は今のところございませう。

○三編委員 そうすれば特にこの項を設ける必要はないように思うのでございますが、どうしても必要とされる理由をもう少しはっきりしていただきたい。

○前田説明員 ただいまの御質問は二十七条のことに関連しての御質問かと思ひますが、二十七条の規定は御承知の通り三月月間経過いたしましたも知事が事業認定しない場合には、大臣がかわつてできるような規定でございます。これに関連しまして、先ほど局長から御説明がございましたように、具体的にこれにかわつて大臣が事業認定した例はございません。しかしながら三月月以上経過いたしましたしまだに事業認定を知事がしていない事件がございます。

○三編委員 それはだいたいありますか。

○前田説明員 今係留中是一件と私聞いております。過去におきまして、三月月以上たちまして、起業者の側から相談が参りまして、この二十七条の規定を発動しようかというところにつき相談しているうちに知事の方で態度を変えまして事業認定をした例がございます。ただしこれは今お話の電源開発株式会社に関するものではございません。

○三編委員 次に、本改正案によりまして電源開発等の事業等に対して、知事が行なつていました事業認定を今度は建設大臣が行うものとすれば、それらの事業に対して現行第二百二十九条によるところの訴訟の方途がなくなるのであります。なくなつて、直ちに司法上の問題とならざるを得ないようになると考へるのであります。これは行

政処分の方途はできる限り行政権の作用によつて審判することを建前としております。土地収用法の趣旨と逆行するよう考へるのでございしますが、この点に対する御説明をお願いいたします。

○前田説明員 百二十九条でございますところの訴訟は、一般の訴訟と多少性質が違ひまして、土地収用の事業認定という一種の特別の行政行為を適正に行わしめるために、特に知事が事業認定したもののだけにございまして、建設大臣が土地収用法を所管いたしております。その事業認定全体につきまして監督関係にある大臣にその再審査を要求するので、一般の訴訟のように、これによつて損害を受けた者が訴訟をなす訴訟とは性質を異にしております。そういう関係でこのたび建設大臣が事業認定をすることにすれば、知事を指導する、監督するといふような立場における訴訟の必要はございません。この規定の適用がなくなりまして、損害を受けたものの救済がとれぬというところはないといふふうに考へております。

○三編委員 私はこれはやはり大切な項目だと思つておりますが、すぐのつぎきならぬところへいつてしまふといふやり方はやはり當を得ていないと思つております。卑近な例でありますけれども家庭において子供が親に何かねだるとき、一番最初にお父さんのところへ行つてだめだと言われたら、それでもうべしんこになつてしまふのであります。やはりその中に母親というものがあつて、これがうまいこととりなしてくれるところに円満な家庭生活があると思つておりますが、国の業務にいたしま

しても、やはりめんどうかもしれないかもしれませんけれども、こういう点で第二百二十九条の訴訟の方途といふものが一つの段階を持つてゐることが非常に意義があると考へるのであります。

次に前にもちよつと触れたのでありますけれども、電源開発事業等は一つの県の総合的運営と密接な関連を持つておることは御承知の通りであります。本改正案によつて事業の認定を建設大臣が行うようになるといたしまして、知事としては県内の行政上当然に起り得べきところのいろいろの問題に対処していかねばならないのであります。またその意見を述べる機会を必要とするとは私に考へるのでございすけれども、今度の改正案によりまして第二十四条第三項の通知だけで事足りる、それで十分と思ひになりますか。

この改正案によりまして、第二十四条第三項の通知のあるまでは県知事が事業認定に関する問題で県内にどのようなことが起つてゐるかといふことを正式には全然知らないといふことになるのではないかと考へます。こゝういふ不合理なことが一体許されていいのでありましょいか。私はまさに公益の名に隠れて、その美名に隠れて権利の乱用になるのではないかと考へます。これを憂へるものであります。これに対する御所見をお承りしたいのであります。

○町田政府委員 従来は事業認定申請書を市町村長に縦覧させます場合には府県知事を経由いたしておつたのでございすが、今回は経由を取りやめまして、市町村の長に對しまして直ちにこれらの書類を送ることになつており

ますが、そのかわりに、同時に事業認定申請書の写しを府県知事に送付することにしたのでございす。従来市町村長にこれらの書類を送ります際に、知事は単にこれらの書類を受け取つて直ちに市町村長に送付いたしましたので、内容等につきましては書類が市町村長に参りましたので、自分の手元にとどまつておらなかつたのであります。そのためにかつて事後の各種の手続等をいたします際に不都合を來たしておつたのでございすが、今回は經由を取りやめましたかわりに、写しそのものが府県知事の手元に参りますので、むしろ従来よりはこれらの点が合理化され、都道府県知事といたしましては、各種の判断をするのに好都合になつたといふように考へておるのでございす。

○三編委員 今までは都道府県知事は単に書類の受け継ぎ役、メッセンジャー・ボーイにすぎなかつた、こゝういふのでございすが、私はこゝういふところがやはり大事なところだと思つております。單なる受け継ぎの機関である、このようにおつしやるのでありますけれども、この受け継いでいくところに私はこの法律の精神の微妙な点があると思つてゐるのでございす。これらの一つと一貫して改正案に流れておるものを見ますと、公正迅速にという根本的な考え方であることはわかりましかれども、反面これが地方自治体の責任者、自由なる見解を表明する機会が少しずつもぎ取られていくのではないかとこゝういふ憂ひが残されておると考へるのでございす。

次に第十八条の第三項についてであります。前項第三号から第五号まで

でに掲げる意見書は、起業者が相当な期間内にこれを得ることができなかつたときは、添附することを要しない。とあるものであります。これはどうですか。相当な期間といふものは、一体どういふ期間ですか、ちよつとばく然としておるのでございすが、この点の御説明をお願いしたい。

○前田説明員 具体的にそれぞれ場合がありまして、個々の場合の期間はなかなか申し上げられませんが、こゝういふふりに書きました意味は、その意見書を得るのに通常必要と推定される期間を書くのが、法規上解釈として一般にされております。たとえば本來この意見書を作成する場合に、手数のかかるものは、もちろんこれは長期間であります。

「委員長退席、瀬戸山委員長代理着席」
またある程度他の機関の意見を参考に聞かなければならないといふような場合には、やはりその他の機関が意見をきめる時間もちろん含まれます。それぞれ具体的の場合におきまして違ひますけれども、通常その意見書を得るのに必要とされる期間を推定いたしました、それを相当な期間といふことに解釈いたしております。

○三編委員 次に伺ひたいのは、この第六十四条の規定でございます。会長の審判指揮権の規定についてお尋ねしたいのであります。本条は整理を十分に尽さんとする現行土地収用法の精神から考へましても、これをいたすに乱用すべきものではないと思つてゐるのであります。今度のこの改正によりまして、同条の二項中の各種の条件のほかに、さらに「裁決を不当に遅延させる虞が

あると認めるとき、」こういう条件を加えているのであります。現在までに現行法第六十四条の規定を適用した実例があるかどうか、また今回の改正を必要とした実例があるのかどうか、具体的に御説明願いたい。

○町田政府委員 不当に裁決を遅延せしめるなどの、不当というところにつきましては、正当な理由がなく、かつ収用委員会における審理において、当事者としてその権利を擁護するために、通常必要と認められている範囲を逸脱するようものを考えておるのでございまして、これらの行為がありまして、場合によっては、従来も「その他相当でない」と認めるとき、」という規定で解釈し得ることを考えておいたのでございしますが、それを特に今回明確にいたしましたのでございまして、たとえば具体的に言いますと、収用委員会の職務権限に属しません事業認定等につきまして、その是非を論議するといふような場合には、今回の改正の条項に該当すると考えられるのであります。従来特にこれに明らかに該当したという事例は承知をいたしておらないのでございします。

○三鋼委員 「裁決を不当に遅延させる虞があると認めるとき、」具体的にどういふ基準によつてするのかという点であります。これはあくまでも主観的なものでありまして、会長がこうだと認定すれば文句が言えないようになつてくるんじゃないかと思ふのであります。これはやはり問題であると思ひます。弱いものが泣き寝入りさせられる、こういう権力政治になるんじゃないか、このように考えるのでございしますが、この点につきましてもう少し明快に御説明願いたい。

○町田政府委員 ただいまの御意見は、収用委員会において会長に審理指揮権を与えることがいいか悪いかわからない問題に關連を持つてくると思ふのでございまして、やはり収用委員会が審理を適正合理的に運用して参りますために、会長に審理指揮権を与えることが必要であると思ふのでございします。従来からそういう規定があるわけでありまして、従来も会長が相当でないと思ふときはこれを制限できないことになつておりました。この相違によつてこれらの制限をし得ることになつております。今回の改正におきましても、特に従来与えられておらなかった権限を新たに会長に付与したわけではないのでありまして、会長の審理指揮権を前提といたしまして、こういふ規定を特につけ加えたわけでありまして、その点特別な新たな権限を付与し、関係者等の言論を特に抑圧するといふ意図を持った改正ではないのでございします。

○三鋼委員 そりすれば、何もことさらにここにつけ加える必要がないと私は考えるのであります。そこでお願いしたいのであります。政府は現行の五十二條第三項でありまして、「委員及び予備委員は、法律、経済又は行政に關してすぐれた経験と知識を有し、公共の福祉に關し公正な判断をすることができし者のうちから、都道府県知事の同意を得て、都道府県知事が任命する。」という項があるのではありませんか、これを今言ったような心配を除去するために、もつと範圍を広くして、法律とか、経済とか、行政とか、こういった範圍を

もう少し拡大いたしました、地方住民の利害あるいは意見を反映することのできる立場の人を加えるのが、私受当であると思ふのでございします。これは直接改正案と關係がないといへばいいのでありますが、密接な關係があると思ひますので、これに対する御所見をお聞かせ願ひたいのであります。

○町田政府委員 収用委員会は、御承知のように収用、使用についての裁決に當りましては、司法裁判所に準じた獨立機關として公正に判断すべき立場にあるのでございします。従つてその任命に當りましては、公共の福祉に關し公正な判断をすることができし者が要件でなければならぬのでございまして、そういう意味におきまして、ここに特にその資格を限定いたしておるわけではございします。それで事件について利害關係がある場合は、むしろこれを除外の理由として掲げておるのは御承知の通りでございします。収用委員会の裁決事項は、収用すべき土地の範圍、時期、損失補償の額の決定でありまして、専門的立場から、公正妥當な判断に基かなければならぬのでございまして、お互いの利益代表者が集まつて話し合ひで妥協点を見出すといふことは違つた性質のものでなければならぬといふように考えておるのでございします。

○三鋼委員 利害關係者が直接これにタッチするといふことを私は申し上げておるのではないのであります。これらの、ともすればないがしろにされがちな立場の人の立場を擁護する代表者の人がやはり加わることが、ほんとうに公正妥當な判断ができるのではないかと、こういう見解を持つてゐるのであります。

もう一つ、各都道府県の収用委員会のはなし裁決及び決定につきまして、当事者が再審査の申請を申し立てることができるようになるために、中央に収用委員会というような機關を設けることが、私はやはり法の精神をゆがめないでつばに運用する上において必要であると思ふのでございしますが、これも改正案そのものの質問ではないのでございしますけれども、私はあくまでも収用される立場の人を擁護するための法律がだんだんと簡単に権力に左右されていくという方向を心配するあまり、こういうことを御提案申し上げまして、御意見をお聞かせ願ひたいと思ひるのであります。

○前田説明員 中央に収用委員会のようものを設けて、地方の収用委員会の決定並びに裁決につきまして再審査的な作用をなさしめたらどうかという御意見だと思ひますが、二十六年にこの土地収用法の改正を立案いたしましたときに、この問題について検討があつたやうでございします。

ただ現在でも、収用委員会で裁決いたしましたものにつきましては、損失補償については裁判訴訟、それ以外の点については大臣に訴願をするといふふうな規定がありまして、救済的な措置を講じておりますので、一体これにだけ加えて、これを排除して特別に中央の機關を設ける必要があるかどうか。もし設けた場合に、そういうものと裁判所への上訴権との關係をどうするかという点について相当綿密な検討を必要といたします。そして現在では裁判所へ上訴しており、その他の点につい

ては大臣の方へ訴願が来ておりまして、その運用の円滑がはかられておりますので、この際特に中央に収用委員会を作らなければならぬという必要性はまだ認めておりません。しかし理論の上においては今後ともいろいろその必要性、その他を検討していくべき問題だと考えております。

○三鋼委員 私は、これは今後重要な問題としてぜひ御考慮を願ひなければならぬと思ふのであります。次に公共事業とは一体何かという点でございします。そしてこれはもちろん尊重しなければならぬと思ひます。また事業促進のための立法処置が必要であると思ふのであります。と同時に、個人の所有権や地方自治権というものの尊重されなければならぬのに、これらに対するところの理解と擁護といふものがひどく欠けておることは、この改正案によつて明らかであります。私たちは、この決案を審議するに當りまして、その裏づけとなる間接補償の特別立法が同時に提案されて初めて納得ができるのでございしますが、この点堀川さん、いかがですか。

○堀川政府委員 ダムの水没とか、そういうものに対しての補償問題に対しては別に何とか考えなければならぬのではなからうか、こういうことは考えております。

○三鋼委員 本改正案に直接關係はないのでございしますが、土地収用法の損失補償について一点お伺ひしたいのであります。現在の収用法では物質面の補償のみを考へまして、精神面の損害に対する補償が考へられていないように思ひます。ところが昭和二十八年に閣議決定されました電源開発

に伴う水没その他によるものの損失補償要綱というものが要るのであります。それが、それには謝金という形において精神的打撃を緩和する意味の補償をなし得るようになっておるのであります。このように電源開発や駐留軍関係では精神的な損失に対する補償が行われておりながら、公共事業ではこれが行われないということは片手落ちではないかと思ふのであります。またどのような場合においても、それが公共的な事業の犠牲によつて生ずるものであれば、たとひ精神的な損失であるとしても、当然にその補償がなされるべきである、こういう点は改正案に伴うて出てこなければならぬと思ふのですが、どうですか。これは一つ法律を改正しまして、その補償ができるようにするお考えがあるかどうか、これはぜひやつていただきたい、こう考えるのでございますが、政務次官の御所見を承りたい。

○堀川政府委員 十分研究させていただきます。

○石田(省)委員 関連して一点だけ伺ひたい、あと資料の要求をしたいと思ふのですが、さつき計画局長は、駐留軍の施設等はこれは完全保障法の第三条によつてこのこととございまして、これは第三条に基いて本法の適用によるということであらうと存するのではありません。そこで自衛隊関係の施設は、この法案の適用を除外するという答弁が、三鋼委員の質問に対してあつたやうであります。これは私の聞き違ひであつたかどうかわかりませんけれども、自衛隊の施設等に対する場合にはこの適用を除外するとすれば、他のいかなる法律に基くものであるかどうか、その点一つ伺ひたい。

○堀川政府委員 御承知のように、土地収用法というのによつて収用された方と、それにうまく當つて、相当公益を受ける、あるいは実質的には利益を受けるという人もあるのであります。こういう面からいいますと、やはりお説の通り収用法によつて価格を決定されて、それが正当な価格であるにいたしまして、それを収用されたために、あらゆる自分の生活に故障を起すという場面が出てきた人に対しては、特別の補償をしなければいかぬ、これは私も考えておりますが、そういう意味で、ダムに対してのそういう補償面を考える場面には、そういう面も考えねばならぬのじゃないか、こういうことは考えております。

○町田政府委員 私が先刻御答弁申し上げましたのが大へん十分でございまして、あらためて御答弁申し上げます。今回の改正の項目、特に第十七条第一項第三号のロの、「航空法による飛行場又は航空保安施設」には、自衛隊の飛行場は該当しないということを申し上げたのであります。自衛隊がみずから飛行場を作ります場合には、もし土地収用を必要といたします場合には、従来の規定の第三号の三十一号の「国又は地方公共団体が設置する庁舎、工場、研究所、試験所その他直接その事務又は事業の用に供する施設」に該当いたしますので、この条項によりまして事業の認定がされるということをして

申し上げたのであります。○石田(省)委員 そうすると、当然本法の適用にはなるが、今度の改正案はそれとは関連がない、こういうふうに了承してよろしうございませう。それでは、資料の要求をいたしたいと思ひます。従来の公共事業の行われる場合の補償料は、各省ごとにその標準が異なつておるやうに考えられるのであります。たとえば建設省の場合のたんの補償料、畑の補償料、山林の補償料といふようなものがそれぞれあります。農林省は農林省の独自のものを持つておる。運輸省は運輸省でまた独自のものを持つておるやうであります。しかし実際ににおいてはその標準がほとんど空白になつておるやうであります。その各省間の一応決定されておる標準の額、これを一つ他の省の關係もお調べになつて、資料として御提出を願ひたい。

○前田説明員 ただいまの御要望資料の中で各省間の補償の額ということがございまして、額は、実は各省間の補償については出ておりません。基準ならございませうけれども……。○石田(省)委員 基準のことです。○前田説明員 それならばございまして、それから裁決あるいは期間につきまして、過去五カ年間という御要望でございまして、今手元には二十八、二十九、三十の三年間ぐらいは出ておりますけれども、五年になりますと、各地方の各委員会を調べる必要がございまして、相当日数がかかります。できれば二十八、九、三十と三カ年の資料でお願いしたいと思ひます。○石田(省)委員 よろしうございませう。○前田説明員 それからただいま御要望の資料のうちで、実際に支払つた補

償の各省の調べを持つてこいというところでございまして、裁決になりましたものについては資料がございませうけれども、任意で当事者の話し合いでできたものにつきましては、両方ともなかなか資料を出しませんので、これはあるいは簡単に話が済めば出ますけれども、両方とも出しにくいからと思ひますので、その点できるだけ努力いたしますが、集まらなければ……。○石田(省)委員 公共事業の場合は、大体わかつておるはずですね。○前田説明員 総額はわかりませんが、ともかく項目別の内容は、両方とも出したくないやうなことを聞いておりますので、うまくいきますかどうか自信がございませんが、御了承願ひいたします。次回は公報をもつてお知らせいたします。午前十一時五十二分散会